

令和4年度 第2回千代田区公契約審議会 議事概要

開催日時・場所	令和4年11月30日（水）10時～12時 千代田区役所4階 403会議室
出席委員	松江 仁美 会長 奥村 広美 副会長 高橋 誠 委員 奥 尚子 委員 田中 英二 委員 藤田 博樹 委員
審議案件	令和5年度賃金下限額等について
審議内容	事務局より以下の点を説明 ①第1回審議会の議事概要について ②賃金下限額の設定について 工事請負契約は、公共工事設計労務単価（令和5年度）の90%とする。 業務委託契約・指定管理協定は、下記のとおり引き上げる。 ただし、警備員、保全管理員については、他職種との差が大きくなっているため、当面据え置きとする。 警備員：1,463円、保全管理員：1,969円、清掃員：1,139円 介護職：1,139円、栄養士：1,457円、保健師・看護師：1,497円 その他：1,129円
審議内容に係る委員からの意見及び事務局意見	（賃金下限額の設定について） ・業務委託の区案を了承するが、他自治体でもっと高い下限額で審議しているところもあるので次年度以降も検討してほしい。 ・工事の区案（公共工事設計労務単価の90%）を了承するが、次年度以降92%に向けた検討をしてほしい。 （その他意見） ・審議会の開催時期を早めてほしい。審議会をもっと早い時期に開催している自治体について調べてほしい。 ・東京都の最低賃金が正式に発表されないと業界内の意見集約ができない。最低賃金と特別区人事委員会勧告がそろってから開催でよい。 →国、都の人事院勧告が発表される時期が10月中旬頃であり、その後に区の賃金下限額案を策定するため、開催時期を早めることは難しいが、開催日程について、委員の日程調整を早め第1回目の開催を少し早められるようにしたい。開催時期に早い自治体の状況は調査した

	い。 ・工事の現場訪問の実施を検討してほしい。 ・工事現場への立ち入りについては、コロナ禍もあり難しいのではない か。 →労務台帳の提出等、事業者の事務負担が大きく、業務中に訪問となると更に事業者負担が増大するため難しい。 また、工事現場に立ち入る際の安全性の確保の点だけが等へ対応の問題や千代田区の工事現場は敷地が狭いことが多いため現場訪問は難しい。
付帯意見について	契約制度の見直しの中で、総合評価方式の一層の導入について検討されたい。